

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 30 年 4 月 26 日（木）午前 9 時 58 分～午前 10 時 25 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、議会事務局長、教育部長、教育部学校教育担当部長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 平成 30 年第 2 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題 2：第 2 回市議会定例会は 6 月 11 日（月）が招集期日である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	議題 1 平成 30 年第 2 回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (市民部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。 地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）が平成 30 年 3 月 31 日に公布され、その一部が平成 30 年 4 月 1 日から施行され、法人市民税の納期限が延長される場合における延滞金の計算期間の見直し、土地に係る固定資産税の税負担の調整措置の延長、固定資産税の課税標準の特例措置の見直し等に伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例（昭和 26 年村山村条例第 10 号）の一部を改正したものである。 施行期日は平成 30 年 4 月 1 日である。専決年月日は平成 30 年 3 月 31 日、専決番号は平成 30 年専決第 1 号である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 専決処分の承認を求めることについて (市民部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基

づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が平成30年3月31日に公布され、その一部が平成30年4月1日から施行され、土地に係る都市計画税の税負担の調整措置の延長等に伴い、武蔵村山市都市計画税条例（昭和39年村山町条例第32号）の一部を改正したものである。

施行期日は平成30年4月1日である。専決年月日は平成30年3月31日、専決番号は平成30年専決第2号である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(3) 専決処分の承認を求めることについて

（市民部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法に変更が生じることから、武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和34年村山町条例第20号）の一部を改正したものである。

施行期日は平成30年4月1日である。専決年月日は平成30年3月31日、専決番号は平成30年専決第3号である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(4) 専決処分の承認を求めることについて

（子ども家庭担当部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第155号）が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、特定教育・保育施設等の利用者負担金の軽減について、武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金に関する条例（平成27年武蔵村山市条例第12号）の一部を改正したものである。

施行期日は平成 30 年 4 月 1 日である。専決年月日は平成 30 年 3 月 31 日、専決番号は平成 30 年専決第 4 号である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 専決処分の承認を求めることについて

(建設管理担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 30 年 1 月 26 日（金）午後 9 時頃、主要市道第 15 号線（本町一丁目 21 番地先）において、車道上に伸びていた街路樹の枝に、西から東へ走行中のコンテナ車が衝突し、車両が損傷したことに伴い、市の管理瑕疵に係る損害額を支払うため、緊急に予算措置を講じたものである。過失割合は市と事故当事者とも 50%であり、損害額 4,500,000 円のうち市の過失による損害額に相当する 2,250,000 円を支払うものである。

なお、示談交渉については協議中であるが、平成 30 年 5 月初旬には示談成立見込みである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 武蔵村山市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(市民部長説明)

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）が平成 30 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

市民税については、①障害者等に対する非課税措置の所得要件の引上げ、②均等割非課税限度額の引上げ、③基礎控除額、調整控除額に所得要件を創設する改正、④年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し、⑤法人市民税の申告書の電子情報処理組織による提出義務について規定する。

固定資産税については、再生可能エネルギー発電設備及び認定先端設備等導入計画に従って取得された先端設備等について、課税標準の特例割合を定める規定を整備する。

市たばこ税については、①製造たばこの区分を新たに創設、②加熱式たばこを製造たばことみなす規定の新設、③加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とするもので、平成 30 年 10 月 1 日

から 5 年間をかけて段階的に移行する。④たばこ税の税率を平成 30 年 10 月 1 日から 3 段階で引き上げる。⑤旧 3 級品の紙巻たばこに係る税率の経過措置について、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の税率を平成 31 年 9 月 30 日まで適用する。また、その他の所要の規定の整備を行う。

施行期日は公布の日からとする。ただし、市民税の①、②及び③は平成 33 年 1 月 1 日、市民税の④は平成 31 年 1 月 1 日、市民税の⑤は平成 32 年 4 月 1 日、市たばこ税の①、②、③及び⑤は平成 30 年 10 月 1 日、市たばこ税の④の第一段階は平成 30 年、第二段階は平成 32 年、第三段階は平成 33 年の各々 10 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市都市計画税条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）が平成 30 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

地方税法の改正に伴う所要の規定の整備を行う。

施行期日は平成 31 年 4 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の一部改正に伴い、共生型地域密着型サービスに関する基準を定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について、共生型地域密着型通所介護に関する基準を新たに加えるなど所要の改正を行うものである。

施行期日は公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備

及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員、身体的拘束等の適正化等に関し所要の改正を行うものである。

施行期日は公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、障害福祉制度における相談支援専門員との密接な連携、公正中立なケアマネジメントの確保、医療と介護の連携の強化等に関し所要の改正を行うものである。

施行期日は公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 平成30年度武蔵村山市一般会計補正予算(第2号)

(財政担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。なお、予算要求見積書については、現在各課に依頼中であり 4 月 27 日を締切としている。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

- (1) 大南学園第四中学校特別教室等冷房設備設置工事の請負契約について

(総務部長説明)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年村山町条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決に付する必要があるので、本案を提出する。

概算額は 185,542,000 円である。

工事概要は大南学園第四中学校（地上 4 階建て延床面積 7416.42 m²）について、既存集中暖房設備を一部撤去し、特別教室等計 35 部屋に空調設備、換気設備を設置する建築・電気設備・機械設備工事一式である。

工期限は議決のあった日の翌日から平成 30 年 9 月下旬までである。

なお、入札日の関係により追加予定とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (2) 武蔵村山市副市長の選任について

(企画財務部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、本案を提出する。

副市長の任期が平成 30 年 7 月 11 日付で満了となるので、後任の副市長を選任するものである。

副市長の任期は、平成 30 年 7 月 12 日から平成 34 年 7 月 11 日までの任期 4 年である。

なお、追加予定であり、副市長の山崎 泰大氏の任期満了によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

- (1) 繰越明許費繰越計算書について

(財政担当部長説明)

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、報告するものである。

平成 29 年度から平成 30 年度に繰り越した繰越明許費について、繰越計算書を調製し、これを議会に報告する。件数は 8 件である。

（結 論）

報告事項として決定する。

(2) 武蔵村山市第四次障害者計画・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画について

（高齢・障害担当部長説明）

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 8 項の規定により、報告する。

平成 30 年度から平成 32 年度を計画期間とする武蔵村山市第四次障害者計画・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画を策定したことについて、これを議会に報告する。

根拠法令について、障害者計画が障害者基本法、障害福祉計画が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害児福祉計画が児童福祉法である。このうち、障害者福祉計画について、市町村長は計画を策定した場合には、当該市町村の議会に報告しなければならないことと法律で規定されている。従来は、広資料で議会に送っていたが、公式の形で議会に報告することに改める。

（結 論）

報告事項として決定する。

【提出事項】

(1) 武蔵村山市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

（都市整備部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、提出するものである。

提出書類については、平成 29 事業年度武蔵村山市土地開発公社決算書（事業報告書・財務諸表）及び平成 30 事業年度武蔵村山市土地開発公社予算書である。

（結 論）

提出事項として決定する。

【諮問事項／追加予定】

(1) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

	<p>(企画財務部長説明)</p> <p>人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、本案を提出する。</p> <p>人権擁護委員が平成 30 年 12 月 31 日で任期満了となるので、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。人権擁護委員の任期は、平成 31 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの任期 3 年である。</p> <p>なお、追加予定とし、市町村長が候補者を法務大臣に推薦する時期は、任期満了の 6 か月前とされている。人権擁護委員の粕谷若枝氏の任期満了によるものである。</p> <p>(結 論)</p> <p>諮問事項として決定する。</p> <p>議題 2 その他</p> <p>(1) 第 2 回市議会定例会の招集期日について</p> <p>第 2 回市議会定例会の招集期日は、6 月 11 日（月）である。</p>
--	--

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課（内線：374）</p>
--------------	----------------------------

(日本工業規格 A 列 4 番)